

鹿嶋市立豊津小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が子供たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定すると共に組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本方針

(1) いじめの定義

＜第2条＞この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。※引用「いじめ防止対策推進法」

【具体的ないじめの態様】

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（キモイ、うざい等）
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利や学校生活やその他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、全ての児童がいじめを行わない、他の児童に対してのいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全ての職員が「いじめはどの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識のもと、全児童が「いじめのない、明るく、楽しく、夢を語れる学校生活やその他の活動」を送ることができるように、いじめ防止等のための対策を行う。

【児童のいじめの禁止】

＜第4条＞児童等はいじめを行ってはならない。※引用「いじめ防止対策推進法」
また、児童はいじめを見たら、黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。

＜児童へのいじめに対する指導の留意点＞

- どのようなことがいじめなのか、いじめはなぜいけないのか、見て見ぬふり（傍観）をすることはなぜいけないのか、いじめられている人の気持ち、命を大切にすることなどを計画的・継続的に指導する。
- いじめにはみんなで対応し、みんながいじめられている人を守ることが大切なことを児童に必ず指導する。
- 直接でなく、間接的に人の悪口や嫌がらせをすることもいじめであることを児童に必ず指導する。（メールやインターネット上の書き込みも含む）
- いじめにあつたら、必ず先生や家の人に助けを求めるように指導を徹底する。

【教職員の責務】

＜第8条＞ 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。※引用「いじめ防止対策推進法」

＜いじめ防止のための5つの基本姿勢＞

- 児童の小さなサイン、変化を見逃さず、いじめの未然防止・早期発見のために全職員で取り組む。
- いじめ防止の指導や心の教育、人権教育等、いじめを生まない教育を計画的に実施し、いじめを許さない(いじめをしない、いじめを見て見ぬふりをしない)子どもを育てる。
- 学級の間人関係を円滑にするとともに、一人一人の児童の心の居場所づくりや絆づくりを推進する。
- いじめが発生した場合には、適切かつ迅速にチーム支援で対応し、当事者の指導と再発防止に向けた指導を徹底する。いじめの被害にあった児童は全職員と子どもたちみんなで支える。
- 保護者や関係機関と連携を図り、いじめ問題に誠意をもって対応する。

＜職員のいじめ防止に向けた確認事項＞

- いじめ問題は、担任や一部の教員だけで抱え込むのではなく、チームで対応する。
- いじめ問題には、職員で共通理解したことを同一歩調で取り組む。
- いじめについては、どの学年においても道徳や学級活動の時間を中心に計画的に指導する。
- 早期発見のための手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにシステム化する。
- 生徒指導主事を中心に報告、連絡、相談、確認の連絡系統を徹底し、問題解決に向けて、指導過程を明確にして、対応する。
- いじめの認知後は、発生から解消までを時系列に記録に残す。(担任・生指)

【保護者として】

＜第9条＞ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※引用「いじめ防止対策推進法」

3 いじめの防止等のための取組

(1) 未然防止のための取組

- ① いじめ問題についての共通理解
全職員で「いじめは絶対に許されない」学校づくりについて確認し、定期的にいじめ問題への取組について共通理解する場をもつ。
- ② わかる授業づくりの推進
全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を進め、学力向上はもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。また、授業中には発表の仕方や聞き方の指導など学習の基本となる規律を徹底する。
- ③ 児童の豊かな心や人権意識の育成
道徳、特別活動を中心に、全教科全領域で計画的に指導を行う。学校生活の中で発達段階に応じて、児童が主体的に話し合い、考える場を設け、問題を解決する能力を育成する。また、体験活動、感動体験、保・幼・小・中連携等で児童の豊かな心を育成を図る。

- ④ 児童と教職員との信頼関係づくり
教職員は、日頃のふれあいや共通体験を通して、児童との信頼関係を築く。そして、「教師自ら人権感覚を磨く」意識を常にもち、子どもと接する。
- ⑤ 道徳・学級活動の指導の充実
計画的に授業実践をし、学級集団のいじめを許さない気持ちを育てる。また、構成的グループエンカウンター等で、人間関係を円滑にし、「心の耕し」に努める。
- ⑥ 個別面談後の情報交換（11月下旬）
保護者との個別面談で出た子どもに関する情報を、全職員で共有する場をもつ。また、日頃から保護者との連携相談を密にし、信頼関係を築く。
- ⑦ 運営委員会が主体となった活動（校内の自治的雰囲気作り）
児童朝会で、いじめは絶対いけないことを児童に確認する場として、いじめ撲滅フォーラムを実施する。また、いじめや人権に関する標語を全児童から募集し、校内に掲示し、児童の意識を啓発する。
- ⑧ 情報モラル教育の充実
インターネットを通じて行われているいじめの実態の把握と対応方法など、情報モラルへの理解を深める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 担任の観察とチェックリストの活用による発見
担任は毎月末に、学級集団で気になる児童について「いじめ早期発見チェックリスト」を実施するとともに、全職員で共通理解し、協議する場をもつ。
- ② 他の教師の観察による発見
毎週木曜日に生徒指導支援会議を行い、担任だけでなく、全職員がチーム支援体制で児童の支援を行う。
- ③ 本人からの訴えによる発見
毎月末に「生活アンケート」を実施し、担任が集計後、いじめを訴えた児童がいる場合は、早急に教育相談を行う。そして、全職員でアンケート結果を共有し、対応策を協議する。
- ④ まわりの児童の訴えによる発見
毎月の「生活アンケート」でいじめられていた児童を目撃したかを確認する。また教育相談を学期に1回（1学期：6月，2学期：10月，3学期：1月）実施し、いじめの訴えがあったり、担任が必要であると考えた場合には随時実施する。
- ⑤ 保護者の情報提供による発見
学年通信や懇談会等でいじめ防止を日頃から周知し、保護者との信頼関係を基盤にいじめの訴えや情報があった場合は真摯な姿勢で早期対応する。
- ⑥ 相談窓口の周知
学校だよりや懇談会，ホームページ等で相談窓口を周知し，関係諸機関と連携していじめの訴えが早期発見できるように努める。
- ⑦ **認知の方法**
「心身の苦痛」が確認できた時点でいじめと認知する。①～⑥によりいじめの兆候を把握した場合は、早急に校内支援委員会または生徒指導推進委員会を開催し、いじめと認知する。
 - ・本人の「心身の苦痛」が確認できた時点でいじめとする。本人がいじめを否定する場合も想定して、多方面から情報を収集して総合的に判断する。
 - ・本人または保護者からいじめを受けていると相談があったら、即いじめとして対応する。

(3) いじめが発生した場合の取組 ※報・連・相・確の徹底，チームで対応する。

- ① 被害者の保護
 - ・いじめの行為を確認した場合には、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とする。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等，協力して対応する。

- ↓
- ② いじめ防止対策委員会の開催
 ・関係職員で基本的な支援方を協議し、職員の役割を明確にする。(重大事態の場合、6の(1)～(4)参照)
- ③ 実態の把握
 ・正確な情報を把握する。(担任単独では絶対に動かない。)
 ・生徒指導主事が情報を集約し、校長・教頭へ報告・相談する。
- ↓
- ④ 職員の動き(役割分担) ※必ず複数(2名以上)で対応する
 ・被害児童の聴取, 加害児童への聴取と指導をする。
 ・周囲の児童と全体への指導, 保護者の連絡と対応, 関係機関との連携や役割を明確にし, 早期対応する。
- ↓
- ⑤ いじめ防止対策委員会での報告と確認
 ・いじめへの対応の現状を確認し, さらなる支援方を明確にする。

※②～⑤を繰り返す

(4) いじめの事実確認の留意点

- 相談室等において, 複数の職員で対応する。
- 話しやすい雰囲気作りを心がけ, 人権に配慮して事実を確認する。
- 情報提供者の秘密は必ず厳守する。
- 原則として, 被害側児童(保護者)の了解が得られるまで, 両者を同じ場所に集めて事実確認を行わない。
- 解消を当事者に任せたり, 当事者の話し合いだけによる解消は絶対にしない。
- 単に謝罪だけ, 注意するだけの指導は絶対に行わない。(被害側児童・保護者の気持ちを重視する)
- 事実確認後は, 原則, 保護者にも事情を説明し, 理解を得る。

(5) いじめの指導に関する留意点

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為がやんでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態を示す。しかしながら, これらの要件が満たされている場合であっても, 必要に応じ, 他の事情も勘案して判断するものとする。また, いじめが「解消している」状態とは, 加害者と被害者が第三者の仲介等を通して和解が成立した状態のことを示すことであり, 「解決」と「解消」は同じではないということである。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは, 少なくとも3か月を目安とする。ただし, いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は, この目安に関わらず, 教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により, より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は, 相当の期間が経過するまでは, 被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において, 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し, 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は, いじめが解消に至っていない段階では, 被害児童生徒を徹底的に守り通し, その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては, いじめが解消に至るまで被害

児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

③いじめた児童への対応

- ・いじめの背景を考えさせ、その行為に対しては毅然たる態度で指導する。
- ・どうすればよかったのかを考えさせたり、今後どのような行動を取るべきか内省させたりして、いじめを繰り返さない指導をする。

④周囲や傍観者への対応

- ・いじめを学級などの集団の問題として対応していく。
- ・教師が児童（保護者）と共に、本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの情報を伝えることは「ちくり」ではなく、つらい立場の人を救う勇気ある行動であることや、人権や命を守る立派な行為であることを指導する。
- ・傍観者やいじめをはやし立てた人もいじめ問題の関係者であることをしっかりと指導する。

⑤保護者や関係機関との連携の留意点

【いじめに対する措置】

＜第二十三条 3＞学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

※引用「いじめ防止対策推進法」

ア いじめられている子どもの保護者との連携

- ・電話等での対応はせず、家庭訪問を行い、明らかになったことを整理して説明するとともに、今後の支援方針を明確に伝え、理解を求める。
- ・家庭訪問は必ず複数で対応する。
- ・保護者からの訴えに対して、しっかりと耳を傾け、事実を確認することと、確認後の対応を継続して行うようにする。
- ・対応の経過をこまめに伝え、保護者からの情報提供を受ける。
- ・事実に対して、どのように子どもを守り、どのように具体的に支援していくのかを伝え、共通理解に基づいて連携して支援できるよう努める。

イ いじめてしまった子どもの保護者との連携

- ・家庭訪問を行い、明らかになったことを整理して説明するとともに、今後の方針を明確に伝える。また、その場で、子どもに事実確認を行う。家庭訪問は複数で対応する。
- ・指導の経過報告とともに、子どもの変容を伝え、指導に対する理解を得る。
- ・子どもの成長を願う姿勢や考えを共感的に理解してもらえるように努め、共通理解をもとに教師と保護者が連携して子どもの指導を行うようにする。
- ・事実を受け入れられない等の場合は、再度、事実を伝え、子どもの変容と成長を目指す対応方針や教師の子どもに対する思いを示して理解を得る。
- ・経過観察を継続して行い、その後も連携を怠らない。

⑥報告体制について

担任・その他の教員→担任や生徒指導主事→校長・教頭・教務

⑦指導記録について（担任・生徒指導主事）

時系列に指導記録を残す。また、生活アンケートについては、生徒指導主事が責任をもって保管する。

＜記録内容＞

- ・いじめの認知状況（きっかけ、継続性など）
- ・いじめの内容（いつ・どこで・誰が・何をしたのか）
- ・被害者側の児童の状況（保護者）
- ・加害者側の児童の状況（保護者）
- ・職員の対応の役割分担（いつ・どこで・誰が・どんな関わりをするか）

- ・いじめ解消に向けての対策・方針・方向性
- ・関係機関との連携

4 いじめ防止のための家庭や地域、関係機関と連携した取組

(1) 保護者との連携

学校・学年通信，リーフレット等でいじめ防止に向けた情報提供や啓発を図る。また，担任と日頃から信頼関係を密にし，家庭とのスムーズな連携を心掛ける。また，学級懇談会や個別面談等でいじめについて話し合う機会をもち，情報を収集する。

更に，アンケートや事実確認のための聴き取り等により判明した，いじめ事案に関する情報については保護者に適切に提供する。

(2) 地域との連携

地域の行事に積極的に参加し，日頃から情報収集を行う。また，学校便り等は地域の公民館や集会場などに配布し，いじめ防止のための啓発活動を行う。学校の情報については，学校評議委員会で学校関係者に伝える。

(3) 関係機関との連携

県や市から派遣されたSC（スクールカウンセラー）ともいじめの未然防止に向けて専門的な知識を活かした助言をいただきながら，連携して取り組む。また，学校だけで抱え込むことなく，必要な時には積極的に教育委員会に相談し，**警察，児童相談所，SSW（スクールソーシャルワーカー），SL（スクールロイヤー）との連携も視野に**指導・助言をいただく。

5 いじめ防止に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導推進委員会（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，その他必要と認める職員）生活アンケート（児童）やいじめ早期発見チェックリストを基に，月初めの定期会議において，いじめ問題の現状や指導について全職員で話し合う。

② いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，校長を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し，年2回学校運営連絡協議会の中で定期共催する他，いじめ重大事態等，必要に応じて委員会を開催する。

【いじめ防止対策委員会の構成員】

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭
- ・特別支援教育コーディネーター ・当該学級担任 ・SC
- ・区長 ・民生委員 ・PTA会長，副会長 ※市教委教育指導課（必要に応じて）

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した取組

いじめ問題が発生した場合で保護者等との連携が必要な場合は，その都度話し合いの場をもつ。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当期間（目安30日）学校を休むことを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対応を行う。

(1) 教育委員会を通して市長に速やかに報告する。

(2) 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する専門家を含めた組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果等については，いじめを受けた児童・保護者に対して，事実関係その他の情報を適切に提供する。

7 いじめ防止に向けた年間計画（いじめ防止対策委員会は必要に応じて開催）

	いじめ防止に向けた会議	学 級 担 任
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育推進委員会 ・ 家庭訪問（情報収集） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級開き（児童の観察） ・ 学級目標，学級組織作り ・ グループエンカウンター（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> ・ 職員間の共通理解 （家庭訪問等より） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめって何だろう（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲間づくり（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童 記名） ・ 教育相談（担任）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> ・ 夏休み対策会議 ・ 特別支援教育推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活アンケート（児童） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 気になる児童への支援方策の協議
8， 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> ・ 生徒指導研修（事例検討会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめはいけないこと（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童） ・ いじめ防止(人権)標語募集，掲示 （運営委員会）
1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童 記名） ・ 教育相談（担任）
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なかよしフォーラム（運営委員会） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> ・ 個別面談（情報交換） ・ 冬休み対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめがあったら（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童 記名） ・ 教育相談（担任）
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒指導推進委員会</u> ・ 春休み対策会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ になれる自分，なりたい自分（学活） ・ いじめ早期発見チェックリスト（全職員） ・ 生活アンケート（児童）